

仕 様 書 (リース、レンタル用)

教育委員会事務局 総務部
学校事務支援室 情報化推進担当
(担当：鈴木、福井 電話：841-3505)

件名	京都市立美術工芸高等学校教員用タブレット端末賃借
契約期間	令和9年2月1日～令和14年1月31日
契約条件	1 支払方法 (1) 機器リース料及び機器保守料の合計金額を毎月均等払いとする。 (2) 請求に基づき、毎月1日以降に前月分を支払う。 端数が生じた場合は、令和9年2月分に合算して支払う。 2 期間終了後の物件の取扱い 京都市無償譲り受け 3 リース対象機器・納品 (1) 対象機器 (別紙)に基づき、受注者が納入する全機器 (2) 納入場所 京都市立美術工芸高等学校 (以下、「学校」という。) 住所：京都市下京区川端町15番地 4 保守管理 含まない。ただし、納入後1年間のメーカー標準保証期間内に発生した不具合については、メーカー保証の範囲内において修理又は交換に対応すること。有償延長保証は不要とする。 5 納品条件 (1) 機種選定 ア 各納入物品(品目別)は、全台同一かつ新品とすること。 イ 全ての機器は、納入前に納入物のカタログ等を提出し、京都市教育委員会総務部学校事務支援室(以下、「学校事務支援室」という。)の承認を得たものに限る。 (2) 納入場所 リース対象機器の納品場所と同じ。 (3) 設定及び展開作業等 ア 全て受注者が行い、(別紙)に基づき、受注者が納入する全機器の設定及び納入作業を行うこと。 イ 搬入に伴う梱包材等の廃棄物等の処分は、受注者が適切に行うこと。 (4) 納期 令和9年2月1日から納入先において、全ての機器が既存のネットワーク環境下で利用できるように設定したうえで納入すること。 (5) 完了報告 ア 設置時に、学校教職員2名以上から受領書(様式不問)に受領印を受け、設置完了後に京都市に提出すること。また、不備な点につ

	いては学校事務支援室の指示どおり期日までに改善すること。 イ 機器の設定作業を終了し、指定場所に納入を完了した後、全ての機器についての設定情報を記した報告書を、紙又は電子データで各1部、学校事務支援室及び学校に速やかに提出すること。 6 再委託 本件の受注業者は、再委託を行うときには事前に書面により京都市に提出し、その承認を得ること。 7 その他 (1) 契約条件 この契約は、長期継続契約とし、以下の条件において契約するものとする。 ア 京都市は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削減があった場合は、この契約を解除することができる。 イ 前項の規定により、京都市がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受注者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に京都市が受注者に対して支払った当該賃借料を上回っていても、受注者は、その差額を京都市に請求することはできない。 ウ 受注者は、前項に定めるもののほか、上記アの規定により京都市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、京都市に請求することはできない。
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

展開作業等条件

本調達では、京都市立美術工芸高等学校（以下「学校」という。）における教員用タブレット端末貸借に係る調達である。本調達で導入するタブレット端末は、学校において教員が主に授業及び教材研究等の教育活動で用いることを想定している。

1 作業条件

- (1) 導入するすべての機器は、納入まで受注者が保管場所を設けて保管することとし、保管場所から納入先までの運搬経費等についても受注者が負担すること。
- (2) 機器の搬入等は全て受注者が行うこと。搬入に伴う梱包材等の廃棄物の処分及び設置する部屋内の清掃は、受注者が適切に行うこと。
- (3) 設定作業等の施工については、学校と協議して授業等に支障のないようにすること。

2 端末の設定

- (1) タブレット端末の設定にあたっては、事前に学校と協議すること。設定作業として想定しているのは以下のとおり（詳細は受注者に指示する。）。
 - ア プロファイル設定を含む初期設定
 - イ 学校が指定するメールアドレスを用いた Apple Account の作成
 - ウ 指定アプリケーション（約25個）のインストール
 - エ 校内ネットワークの接続設定(MAC アドレスの開示。登録作業は学校で行う。)
 - オ カバー、フィルム及び指定するラベルの装着
- (2) 端末本体が正常に作動し、校内ネットワークに接続することを確認したうえで、添付する Apple Pencil Pro をペアリングし、正常に使えるようにすること。
- (3) 端末が各教室に設置されている Apple TV に接続できるようにすること。

3 その他

- (1) 物品の必要数は次ページ「機器明細」に記載のとおりとする。
- (2) 本調達物品の納入後 30 日以内に判明した初期不具合については、受注者の責任において速やかに改善すること。AppleCare その他の有償延長保証は不要とする。
- (3) 納入後 1 年間のメーカー標準保証期間内に発生した不具合については、受注者はメーカー保証の範囲内において修理又は交換の手続を行うこと。
- (4) 今回設置する全ての機器に対して、「令和8年度京都市立美術工芸高等学校教員用タブレット端末貸借」、「導入年月」、「契約業者名」及び「導入業者名」を記載したラベルを作成し、指定する箇所貼ること。ラベルは容易にはがせたり、表示文字が消えたりしない材質のものとする。ラベルの大きさ、文字のフォント・サイズは事前に学校と協議すること。
- (4) 納入完了後、全ての機器についての設定情報（シリアル番号を含む。）を紙及び電子データで学校事務支援室及び学校に速やかに提出すること。

機器明細

iPad

以下の仕様を満たす iPad Air(M4)を 15 台納入すること。

- (ア)カラー 不問。ただし全台同一カラーであること。
- (イ)モデル 11 インチ Wi-Fi モデル
- (ウ)容量 256GB 以上
- (エ)OS 納品時点においてメーカーが提供する最新の iPadOS を搭載していること
- (オ)チップ Apple M4 チップ以上
- (カ)その他

ア 液晶保護フィルム（指紋防止加工、反射低減加工、Apple Pencil 対応）を貼ること。（製品例：エレコム TB-A25MFLAPNS）

イ 以下の仕様を満たすケースを添付すること。（型番例：エムディーエス MDS-TPUCIPA11FLBK）

- (ア) Apple Pencil Pro ホルダー付き、三つ折りスタンド型
 - (イ) 角度調節が可能であること。
 - (ウ) フロントカバーの開閉でオン/オフが連動すること。
 - (エ) ケースを装着したままで液晶画面の確認、写真撮影、Apple Pencil Pro の充電、本体大及び各種ボタン操作ができること。
 - (オ) カラーは黒、茶、グレー又は紺とし、全台統一カラーとすること。
- ウ Apple Pencil Pro（純正）を付属すること。